

時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方に関する
具体的論点（検討事項3関係）

■ これまでの議論等の整理

- 高等学校の定時制・通信制課程は、戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化され、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で大きな役割を果たしてきた。
- こうした定時制・通信制課程は、入学する生徒の能力、適性、興味・関心等も多様化し、入学段階での実態も卒業後の進路も、抱える課題等も様々なものとなっている中で、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学習ニーズへの受け皿としての役割を果たしている。とりわけ、学習時間や時期、方法など自分のペースで学べることから、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会提供など、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きく期待されるようになってきている。さらには、外国籍の生徒や発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への対応なども重要な課題となっている。
- 高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関として、その担う役割及び責任は極めて大きなものであり、定時制・通信制課程についても、その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されるものである。
- こうした中で、定時制・通信制課程においては、多様な生徒が入学している実態にきめ細かく対応し、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導など、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動を推進していくことがより一層求められている。
- また、通信制課程については、一部の学校において、不適切な学校運営や教育活動の実態が確認されたところであり、こうした事態を受け、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定及び周知、実地による点検調査の実施等の、高等学校通信教育の質の確保・向上のための取組を進めてきたところである。しかしながら、不適切な学校運営や教育活動は未だに散見される場所であり、とりわけ広域通信制高等学校の展開するサテライト施設においては、多くの課題があることが指摘されている。

- 通信制高等学校についても、初等中等教育最後の教育機関としてその担う役割及び責任は極めて大きなものであることはいうまでもなく、その教育を通じて、一人一人の生徒の多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されるとともに、生徒一人一人について、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが求められるものである。そうした中で、高等学校の通信制課程で学ぶ全ての生徒が、学校教育を行うに相応しい適切な教育環境の下で存分に学んでいくことができるよう、これまで把握された課題等を踏まえ、高等学校通信教育の質保証に向けた方策を検討し、早急に改善を図っていく必要があるものと考えられる。

■ 今回の議論の視点

- 定時制・通信制課程での多様な学習ニーズに応じた取組の推進方策について、どのように考えるか。
- 高等学校通信教育の質保証方策について、どのように考えるか。

(※) 通信制課程の在り方については「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」において検討を進めているところ、本資料はその検討状況を踏まえながら具体的論点を整理したものとなる。

1. 定時制・通信制課程での多様な学習ニーズに応じた取組の推進方策について

(1) 高等学校の定時制・通信制課程では、勤労青年のみならず、全日制課程の中退者や多様な理由による不登校経験がある生徒、外国籍生徒、精神疾患や発達障害など特別な配慮を必要とする生徒、非行・犯罪歴を有する生徒など、多様な生徒が在籍している。

(参考) 平成 29 年度文部科学省委託事業「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」(平成 30 年 2 月、公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会) では、多様な背景を抱える生徒の在籍割合について、小・中学校及び前席校における不登校経験がある生徒が定時制 39.1%／狭域通信制 48.9%／広域通信制 66.7%、外国とつながりがある(外国籍・日本語を母語としない)生徒が定時制で 6.6%／狭域通信制 2.8%／広域通信制 2.4%、特別な支援を必要とする生徒が定時制 20.1%／狭域通信制 11.8%／広域通信制 3.0%、心療内科等に通院歴のある生徒が定時制 9.2%／狭域通信制 11.0%／広域通信制 4.8%、非行経験(刑法犯罪等)を有する生徒が定時制 7.7%／狭域通信制 2.1%／広域通信制 4.1%との調査結果が示されている。

(2) こうした中で、定時制・通信制課程では、多様な生徒が入学している実態にきめ細かく対応し、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導など、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動が行われているところであり、平成 30 年度文部科学省委託事業「定時制・通信制課程における多様なニーズに応じた指導方法等の確立・普及のための調査研究」(平成 31 年 3 月、全国定時制通信制高等学校長会)では、①不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズ、②特別な支援を必要とする生徒のニーズ、③外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズ、④経済的に困難を抱える生徒のニーズ、⑤非行・犯罪歴を有する生徒のニーズ、の 5 つに分類した上で、各ニーズに応じた特色ある取組を整理・分析している。

同調査研究報告書の中では、①不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズに応じた取組としては、少人数指導や習熟度別指導、個別指導や TT(チームティーチング)等の指導体制で工夫した取組のほか、学校設定教科・科目の設置を中心に義務教育段階の「学び直し」による基礎学力の向上や学習継続を支える取組や、SC(スクールカウンセラー)や学習支援員等との連携に係る取組等が報告されている。

②特別な支援を必要とする生徒のニーズに応じた取組としては、例えば、板書やプリントの工夫による授業のユニバーサルデザイン化の推進、ICT 機器の活用、学校設定教科・科目の設置等を通じた指導方法や指導内容で工夫した取組のほか、SC、SSW(スクールソーシャルワーカー)や特別支援教育コーディネーター等の専門職との連携に係る取組や、校内の特別支援教育に関する支援委員会や定期的な教員研修の開催等の組織的な対応を工夫して行う取組等が報告されている。

③外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズに応じた取組としては、例えば、配布プリントにルビふりを行ったり、少人数指導や TT、国語科や地理歴史科等における取り出し授業や始業前に補講を行ったりする等の指導方法や指導体制で工夫した取組のほか、外国語指導員や SC 等の専門スタッフや、大学や多文化共生センターや NPO 法人等の外部機関との連携に係る取組や、「日本語」「国際理解」等の学校設定教科・科目の設

置を中心に教育課程上の工夫を行う取組等が報告されている。

④経済的に困難を抱える生徒のニーズに応じた取組としては、例えば、ハローワークとの連携による就労支援、SSW を通じた役所、福祉事務所、社会福祉協議会等との連携による生活保護の相談、奨学金や学費の相談等の取組等が報告されている。

⑤非行・犯罪歴を有する生徒のニーズに応じた取組としては、例えば、中学校、児童相談所、警察、家庭裁判所、少年鑑別所、少年院等の外部関係機関との連携に係る取組等が報告されている。

(3) このように多種多様な生徒への指導方法は、決して一様なものではなく、生徒の実態に応じてきめ細かく対応することが求められるものであり、これまでも各学校現場においては、教職員の弛まない努力の下で、一人一人の生徒が高等学校卒業後にも希望を胸に前に進んでいくことができるよう、創意工夫に満ちた取組が日々実践されていることが確認できる。

(4) こうした状況を踏まえれば、定時制・通信制課程においては、今後とも生徒一人一人の学習ニーズに応じた教育活動をより一層推進していくことが期待されるものであり、SC・SSW等の専門スタッフの充実や、大学、専門学校等の高等教育機関や企業、ハローワーク等との連携促進や、学び直しなど補習等の支援や外部との連携・協働を行うための職員の配置促進等を更に図っていくことが望ましいのではないかと。加えて、多様な学習ニーズに応じてより一層きめ細かく対応していくことができるよう、ICT 機器を効果的に利活用した指導方法等の在り方を検討していくべきではないかと。

(5) さらには、定時制・通信制課程は、全日制課程と同等に、中学校卒業後のほぼ全ての者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関として、高校生が身に付けるべき知識及び技能や思考力、判断力、表現力等の確実な定着を図り、高校生一人一人の能力を最大限引き出していくことが重要ではないかと。その際には、地域や社会の実情はもとより、生徒一人一人の学習ニーズを的確に踏まえた上で、各学校の特色に応じた学校教育活動のPDCA サイクルを確立させていくことが重要ではないかと。

(6) とりわけ通信制課程においては、必要最低限の基準として規定される高等学校通信教育規程の基準を満たすことはもとより、絶えずその水準の向上を図ることが求められるものの、こうした多種多様な生徒が入学している実態を踏まえた教育環境が十分に整備されているとは言い難い学校もあることから、時代の変化・役割の変化に応じて満たすべき教育環境の水準も変化してきていることを踏まえ、多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境が確保される基準の在り方等について検討を行い、必要な方策を講じていくこととしてはどうか。

2. 高等学校通信教育の質保証方策について

(1) 通信制高等学校は、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育規程等の関係法令を当然に順守するとともに、ガイドラインをしっかりと踏まえた上で学校運営や教育活動を実施することが求められる。

一方で、これまでのガイドラインの策定及び周知や点検調査等の取組により、学校運営や教育活動の改善に向けての取組が浸透する一方で、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるところである。例えば、以下のような運用をしている例が挙げられる。

- ・ 添削指導の実施に当たり、1回当たりの添削課題（レポート）の分量が極端に少なく、十分な添削指導が出来ていない
- ・ 面接指導（スクーリング）の実施に当たり、添削指導の完了前にもかかわらず添削課題の解答を教える等で自学自習による添削指導の意義を損なわせてしまっている
- ・ ガイドラインを自校に都合のよい形で解釈してしまっていたり、ガイドラインに明記されていない事項は学校運営改善の対象ではないものと解釈して、学校運営改善に向けた取組を勝手に放棄してしまっていたりする

さらには、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、自己評価の実施及び結果公表は義務付けられているとともに、学校関係者評価の実施及び結果公表に努めることとされているものの、当該法令を踏まえた取組が必ずしも十分でない場合が見られるところである。

(2) こうした現状を踏まえ、関係法令やガイドライン等について、不適切な解釈が生じることのないよう、改善を図るべき事項を具体的かつ明示的に示すよう、ガイドラインの更なる改訂等を図るべきではないか。また、ガイドラインを踏まえた主体的な学校運営改善を推進する観点から、ガイドラインに基づく自己点検の実施及び結果の公表を求めるとしてはどうか。併せて、国においては、各学校が自己点検を実施する際に参考とすることができるよう、共通の自己点検項目や自己点検基準等を整理した「自己点検チェックシート」（仮称）の策定を行うこととしてはどうか。

加えて、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図るため、教員組織や教育課程に関する情報、生徒の修学に関する情報、学習環境に関する情報、サテライト施設の活動実態など、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況について、情報の公開を各学校に義務付けてはどうか。

さらには、学校運営や教育活動の更なる適正化を図る観点から、外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の活用を促進していくこととしてはどうか。

(3) とりわけ、広域通信制高等学校の中には、実施校（本校）の他に、全国に多数のサテライト施設を展開し、所轄庁（都道府県等）の区域を越えて教育活動や生徒募集活動等を実施している実態があるものの、こうしたサテライト施設で行われる教育活動等については、未だに高等学校通信教育を担うに相当と考えられる教育環境が確保されているか疑わしいものも存在する。

（参考）広域通信制高等学校に対しては、これまでも、文部科学省及び所轄庁が互いに協力・連携し、高等学校通信教育に関し専門的な知見・経験を有する者等の参画も得て、実地での立ち入り調査（点検調査）を実施し、調査対象校において学校運営や教育指導上の課題がある場合は指導助言を行うことを通じて個別の改善を図ってきたところ（平成29年2月から開始し、これまで計36校に対して実施）。

(4) こうした広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する現状を踏まえ、その適切な教育環境を確保するため、サテライト施設に対する実施校としての責任を明確にするとともに、その責任を全うするために、例えば実施校が各サテライト施設に対する実地調査を含めた実態調査や連絡会議等を定期的実施する等により、各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況を把握・管理することが当然に求められるものであることを明確にしてはどうか。

(5) また、こうしたサテライト施設のうち面接指導又は試験を実施する施設（面接指導等実施施設）については、都道府県において独自の設置認可基準を設けているところもあれば、そうでないところも存在しており、面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準は都道府県によって差異があるものとなっているところ、学習指導要領に規定される面接指導等を十分に行うために相応しい適切な教育環境を確実に整備する観点から、その基準の在り方など、必要な方策について検討を行うこととしてはどうか。

さらには、広域通信制高等学校が面接指導実施施設を展開し、所轄庁の区域を越えて教育活動を実施する場合には、面接指導等実施施設が設置されることになる都道府県側も何らかの関与ができる方策について、検討を行うこととしてはどうか。

(6) 通信制高等学校は、戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化された一方で、近年においては、就労経験のない生徒が半数を超えるとともに、入学する生徒の能力、適性、興味・関心等も多様化し、入学段階での実態も卒業後の進路も、抱える課題等も様々なものとなっている。こうした制度当初との実態の変化を十分に踏まえ、以上に述べてきたような高等学校通信教育の質保証方策をまずもって検討し、初等中等教育最後の教育機関として相応しい教育環境を確実に担保することとしてはどうか。なお、そうした高等学校通信教育の質保証を大前提とした上で、近年の情報通信技術の急速な進展に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、先端技術を効果的に利活用した新しい学びの形が生まれてきていることを踏まえ、通信制高等学校における先端技術を効果的に利活用した新しい学びの在り方について検討することとしてはどうか。

(参考) 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議

■ 開催状況

(第1回) 令和元年10月1日

- ・会議の運営方法等
- ・点検調査アドバイザーからのヒアリング

(第2回) 令和2年1月15日

- ・所轄庁及び通信制高等学校(狭域)からのヒアリング
- ・議論のための論点メモに関する意見交換

(第3回) 令和2年2月21日

- ・通信制高等学校(広域)からのヒアリング
- ・論点の整理(質保証方策)に関する意見交換

■ 委員名簿 ※令和元年10月1日時点

- 吾妻 俊治 東海大学付属望星高等学校長
◎荒瀬 克己 大谷大学文学部教授
内堀 繁利 長野県教育委員会事務局高校改革推進参与
大河原遼平 TMI 総合法律事務所弁護士
○賀澤恵二 全国高等学校通信制教育研究会会長、日本放送協会学園高等学校統括校長
佐藤 浩 宮城県総務部副参事私学・公益法人課学事担当
時乗 洋昭 山手学院中学校・高等学校長
中西 茂 教育ジャーナリスト、玉川大学教育学部教授
原口 瑞 神奈川県立横浜修悠館高等学校長
日永 龍彦 山梨大学大学教育センター教授
森田 裕介 早稲田大学人間科学学術院准教授

(◎ : 座長、○ : 座長代理)

関係法令等

■高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）

（通信教育の方法等）

第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。

3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

（協力校）

第三条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、当該実施校の行なう通信教育について協力する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下「協力校」という。）を設けることができる。この場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）であるときは、実施校の設置者は、当該高等学校の設置者の同意を得なければならない。

2 協力校は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行なう面接指導及び試験等に協力するものとする。

（教諭の数等）

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2・3 （略）

（事務職員の数）

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

（施設及び設備の一般的基準）

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十一条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

■学校教育法（昭和22年法律第26号）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

■学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

■高等学校学習指導要領解説 総則編

第1章総則第2款5

(1) 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとする。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語，地理歴史，公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～3

(2) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定めるものとする。

④添削指導及びその評価

添削指導は高等学校通信教育の基幹的な部分である。添削指導は生徒の学習の状況を把握し、何が理解でき、何が理解できないか、生徒の基礎学力は十分かどうか、生徒の思考の方向性とつまづきを的確に捉え指導していくことが必要である。このような観点から、添削指導に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の到達度に応じた解説や、自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載することが求められ、マークシート形式のように機械的に採点ができるような課題や、択一式の問題のみで構成される課題は添削指導としては不適切である。

また、学期当初や年度末、試験前に添削課題をまとめて提出することを可能とするような運用を行ったり、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりすることがないよう、年間指導計画に基づき、計画的に実施することが必要である。更に、指導の際には、生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答できる仕組みを整えておくべきである。

なお、不登校や中途退学経験を有する生徒や、高齢者を含む社会人の学習機会として通信教育の果たす役割は大きく、学習ブランクを添削指導で補っていくためには課題についての周到な研究と配慮が必要である。

⑤ 面接指導及びその評価

面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育の基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めることが必要である。面接指導においては、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な

基礎的・基本的な学習知識について指導したり、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮し、その後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導することが必要である。

通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）以外の協力校（通信教育規程第3条第1項に定める高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。）、技能教育施設（学校教育法第55条に定める技能教育のための施設をいう。）、サポート施設（学校教育法その他の関係法令に基づくものではない、生徒を学習面や生活面等で支援する民間施設）、その他の施設（以下「連携施設」という。）において面接指導を実施する場合には、実施校において生徒の履修状況を十分に把握するとともに、例えば、実験・実習等を伴う各教科・科目の面接指導に当たっては、指導の効果を十分に高めることができるよう、施設・設備等も含め、面接指導を行う上で適切な教育環境を整えるよう、十分に配慮することが必要である。

また、生徒が日常的に自校の校舎や提携する技能教育施設・サポート施設等に通学して学ぶ、いわゆる通学コースにおいて、実施校や連携施設で実施されている教育活動と面接指導とは明確に区別されるものであることに留意する必要がある。